太田川水防災タイムライン参考資料【安芸太田町版】(令和6年度版)

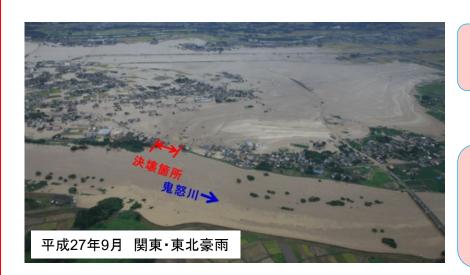
目 次

1.	太田川水防災タイムラインの検討経緯・・・	•	•	• •	•	•		•	• •	•	•	• F	> 1
2.	太田川水防災タイムラインの特徴・・・・・	•	•			•				•	•	• F	> 2
3.	太田川水防災タイムラインの想定シナリオ	•	•		•	•		•		•	•	• F	> 3
4.	太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】	(令和	和6年	F度	き版	\bar{i}	総	括表	₹•	•	• F	> 4

1. 太田川水防災タイムラインの検討経緯

「水防災意識社会」の再構築に向けた取組

背景•社会的要請



平成27年9月関東・東北豪雨では、逃げ遅れによる多数の孤立者や甚大な経済損失が発生しました。

全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により水害の発生を防止するもの」から「<u>施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの</u>」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策が一体となって、社会全体でこれに備える取組が必要となりました。

「水防災意識社会再構築ビジョン」の策定(平成27年12月)

くソフト対策>

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し取組を実施することにしました。 <ハード対策>
- ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、整備を実施することにしました。

太田川水系での取組

「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立(平成28年6月)

・「太田川流域の減災に係る取組方針」をとりまとめ、氾濫が発生した場合の被害軽減に資するハード・ソフト両面からの取組を総合的か つ一体的に推進しています。(例:タイムライン策定、ハザードマップ作成の支援)

ソフト対策の一つとして、多機関連携型タイムラインを検討(平成29年11月6日)

太田川水防災タイムライン検討会を設置しタイムラインの検討を開始しました。



2. 太田川水防災タイムラインの特徴

全国初のマルチハザードタイムライン

太田川水防災タイムラインは、全国で初めて「マルチハザード対応」として作成しました。洪水、高潮、土砂災害のハザード別のステージ毎に関係機関がとるべ き項目がわかるようタイムラインを作成したことで、どの災害がどの順序で発生しても対応可能です。

太田川の特徴

- ・百万都市 広島を貫流する大河川
- ・上・中流域には渓谷沿いに集落が点在
- 下流域には人口が集積したデルタ域

既往災害の状況

洪水

平成17年9月洪水時の様子 (太田川61.7k 堂見橋下流右岸



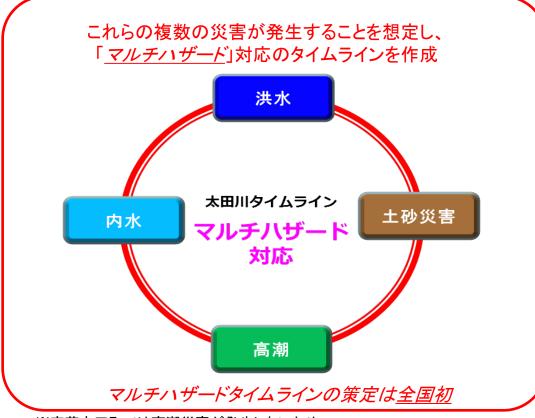
平成22年7月 浸水被害状況





平成16年高潮による浸水状況 (広島市南区出島付近)

マルチハザード対応の多機関連携型タイムラインの策定



※安芸太田町では高潮災害が発生しないため、 高潮対応の防災行動項目は広島市版のタイムラインにのみ記載しております。

太田川水防災タイムラインによる効果

【逃げ遅れゼロ】

- ●人的被害の回避
 - 早期の避難勧告等の発令、安全な避難場所への誘導、地下空間からの早期脱出等、水害・土砂災害による人的被害の回避が可能
- ●要配慮者の支援
 - 関係機関が連携することにより、要配慮者の安全な場所への移送や養護、発災後のケアーが可能
- ●情報伝達体制の強化
- マスコミ等と連携することにより、様々なメディアで避難情報等を伝達することが可能
- ●交通網の途絶による混乱の回避
 - 運行停止や通行止めの判断、利用者の避難誘導により、人的被害を回避することが可能

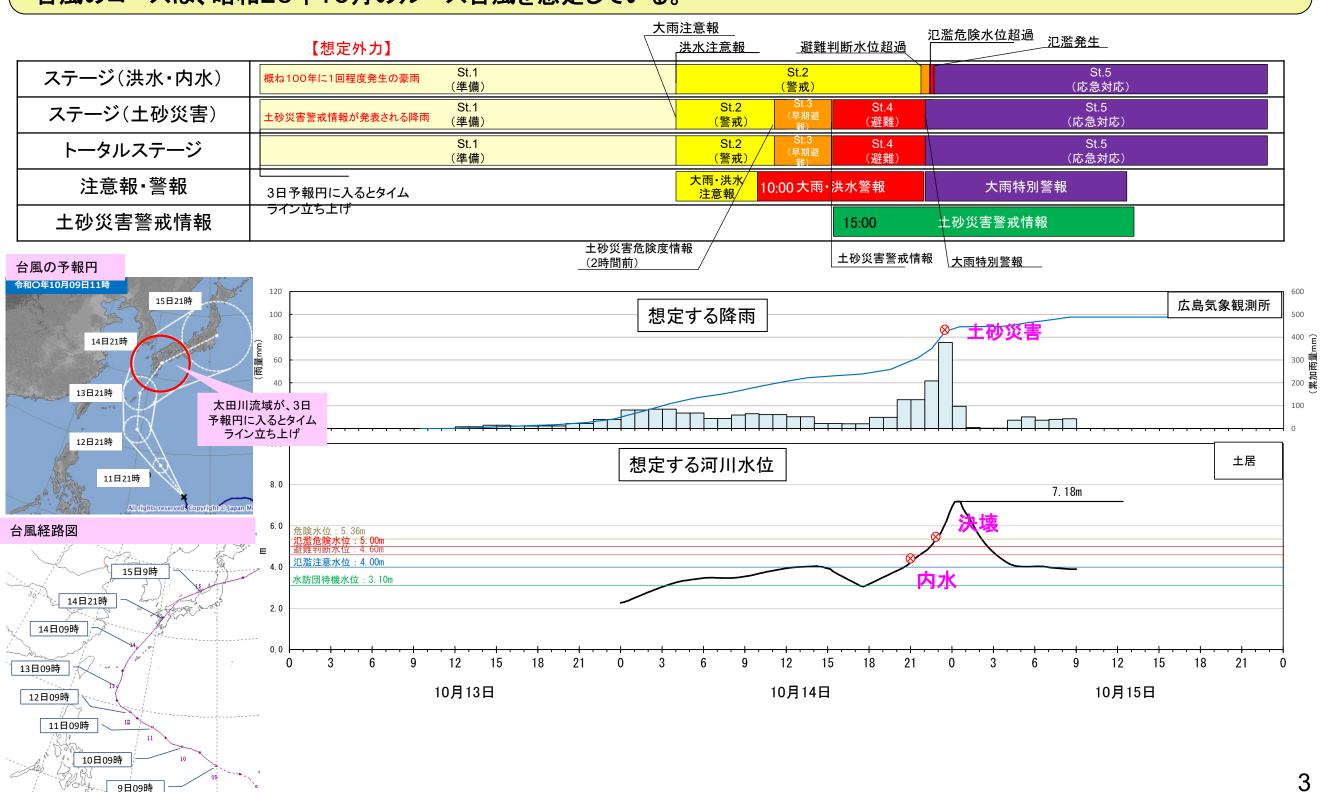
【社会経済被害の最小化】

- ●ライフラインの早期復旧
 - ・ 電気、ガス、水道、通信等の対応準備を事前に行 うことにより、ライフライン機能の早期復旧が可能

太田川水防災タイムライン(令和6年度版)想定シナリオ 【安芸太田町】

◎タイムライン策定にあたって想定したシナリオ

- ・台風接近に伴う大雨により、内水氾濫が発生。台風通過の豪雨により、土砂災害が発生。その後、太田川の水位が上昇し、 堤防が決壊、外水氾濫が発生する。
- ・台風のコースは、昭和26年10月のルース台風を想定している。



4. 太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】(令和6年度版)総括表 1/2

				ステージ0 (平時)	ステージ1 (準備)	ステージ2 (警戒)	ステージ3 (早期避難)	ステ―ジ4 (避難)	ステージ5 (応急対応)
太田川水防	災タイム	ライン【安芸太田町版 総括表	版】(令和6年度版)	(洪水)	太田川流域が台風の3日予報円に入 る	洪水注意報		氾濫危険水位到達または 温井ダム異常洪水時防災操作移行(3時間 前)または 中電ダム放流通知	危険水位到達、氾濫発生または 温井ダム異常洪水時防災操作移行(1 時間前)
				(内水)	梅雨期間	4	内水発生の可能性		
防災機能	t 行動目標 担当機関		(土砂)	太田川の出水期(6/11~10/25)	大雨注意報	土砂災害危険度情報(2時間前)	土砂災害警戒情報の発表	大雨特別警報の発表 土砂災害発生	
情報	0000	避難情報	総務課、支所				□高齢者等避難の発令	□避難指示の発令	□緊急安全確保の発令
	0001	防災情報	気象台、県、報道 機関		□台風説明会の開催(気→関係機関) □気象予警報の発表・伝達【継続】 □気象情報の発表・伝達【継続】	□気象予警報の発表·伝達【継続】 □気象情報の発表·伝達【継続】	□気象予警報の発表·伝達【継続】 □気象情報の発表·伝達【継続】	□土砂災害警戒情報の発表・伝達 □気象予警報の発表・伝達【継続】 □気象情報の発表・伝達【継続】	□気象予警報の発表·伝達【継続】 □気象情報の発表·伝達【継続】
			河川管理者		河川情報、ダム流入量・放流量の伝達 【継続】	□水防警報発令			
			気象台、太田川					□洪水予報(氾濫危険情報)発表·伝達	□洪水予報(氾濫発生情報)発表·伝
			温井ダム、中国電力			□防災操作開始(洪水調節開始)の伝達(温井ダム→町) □ダム放流状況の伝達(温井ダム、中電→町)	電→町)	□温井ダム異常洪水時防災操作移行3時間前の伝達(温井ダム→町) □ダム放流状況の伝達(温井ダム、中電→町)	□温井ダム異常洪水時防災操作移行: 時間前の伝達(温井ダム→町) □温井ダム異常洪水時防災操作移行 の伝達(温井ダム→町) □ダム放流状況の伝達(温井ダム、中 電→町)
			全機関		□台風情報の収集【継続】 □気象予警報の収集【継続】 □河川情報の収集【継続】 □土砂災害情報の収集【継続】	□台風情報の収集【継続】 □気象予警報の収集【継続】 □河川情報の収集【継続】 □土砂災害情報の収集【継続】	□台風情報の収集【継続】 □気象予警報の収集【継続】 □河川情報の収集【継続】 □土砂災害情報の収集【継続】	□台風情報の収集【継続】 □気象予警報の収集【継続】 □河川情報の収集【継続】 □土砂災害情報の収集【継続】 □自治体と足並みをそろえた災害対応を取	□ 台風情報の収集【継続】 □気象予警報の収集【継続】 □河川情報の収集【継続】 □土砂災害情報の収集【継続】
			山県警察署					るための連携	
	0002	対応状況	石見交通、NEXCO			□交通規制状況の伝達【継続】			
			総務課、住民生活 課、福祉課、支所			□避難所開設状況の把握		□避難状況の把握	
			中国電力、中国電			 □交通規制状況の収集			
			カネットワーク						
指揮		被害情報 体制の確立	全機関 気象台、太田川、 県、町、山県警察、 安佐北消防	□部内連絡体制の再確認(気)	□タイムラインのステージの判断 □注意体制(県) □台風進路と影響度合いを判断し、警戒本部会議を開催(町) □町内全部署への注意喚起メール (町)	□タイムラインのステージの判断(町) □注意体制(町) □电所集合、警戒体制(管内の警ら、 点検等)(消防団) □注意体制、警戒体制(太田川、山県 警察) □警戒体制、非常体制(県)	□タイムラインのステージの判断(町) □第一次警戒体制(町) □警戒体制(気)	□タイムラインのステージの判断(町) □第二次警戒体制(町) □非常体制(太田川)	□被害情報の収集 □タイムラインのステージの判断(町) □非常体制(気、町) □災害派遣要請(県→自衛隊)
	0102	関係機関との連携	気象台、太田川、 温井ダム、県、総務 課、支所、山県警察、安佐北消防、 消防団		□関係機関との連絡体制確保 □消防団本部会議(団長、副団長) □分団長以下へ注意喚起メール	□リエゾンの派遣(山県警察→町)	□リエゾンの派遣(太田川→町) □県へのリエゾンの派遣(気→県) □避難誘導指示(町→消防団)		□リエゾンの派遣(県、中電、NTT→ 町)
	0103	指示·伝達	気象台、太田川、 温井ダム					ロホットライン(太田川、温井ダム→町長) ロホットライン(気→担当者)	ロホットライン(気、太田川、温井ダム →町長)
住民対応	0201	<u></u> 避難所開設·運営	総務課、支所、福	 □人員配置の当番づくり □避難所の安全性の判断 □地域で話し合い、避難訓練(福祉施	□住民への注意喚起(防災無線)[継□施設管理者へ避難所開設の準備連絡	□自主避難の呼びかけ【継続】 □直営施設の避難所開設 □避難者数の把握【継続】 □避難所での情報収集【継続】	□高齢者等避難の発令 □状況に応じて地域の避難所の開設	□避難指示の発令	□緊急安全確保の発令 □特別公衆電話の設置判断
	0202	備蓄資材確保	社課、住民生活課 総務課、支所、福 社課、住民生活課	設合む) □どこまで必要かのルールづくり		NOW THE THE THE THE THE THE THE	□物資等の提供【継続】 □地域からの要望への対応【継続】 □避難者の体調等の情報収集【継続】		
	0203	避難の呼びかけ	総務課、支所、山 県警察、消防団			□ □ 自主避難の呼びかけ □ □ 自主避難の把握	□避難の呼びかけ(防災無線、広報 車、エリアメール)	□避難の呼びかけ(防災無線、広報車エリアメール)【継続】	□避難の呼びかけ(防災無線、エリア メール)【継続】
要配慮者対応	0301	要配慮者支援	福祉課、消防団	□事前の対象者情報確認 □要配慮者のリストづくり		□日王歴報の記憶 □要支援者への事前連絡 □介護施設への事前連絡	単、エリアグールア □要配慮者への避難支援 □避難誘導(消防団)	7 × 7 V / L NECHUL A	V V V № 1955 4
	0302	福祉避難所開設	福祉課	□福祉避難場所の周知	□福祉避難所への事前確認(空きベッド数等)				

4. 太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】(令和6年度版)総括表 2/2

				ステージ0 (平時)	ステージ1 (準備)	ステージ2 (警戒)	ステージ3 (早期避難)	ステ―ジ4 (避難)	ステージ5 (応急対応)
太田川水防災	ミタイム	ライン【安芸太田町版 総括表	】(令和6年度版)	(洪水)	太田川流域が台風の3日予報円に入る	洪水注意報	避難判断水位到達	氾濫危険水位到達または 温井ダム異常洪水時防災操作移行(3時間 前)または 中電ダム放流通知	危険水位到達、氾濫発生または 温井ダム異常洪水時防災操作移行(1 時間前)
				(内水)	梅雨期間	←	内水発生の可能性		
防災機能		行動目標	担当機関	(土砂)	太田川の出水期(6/11~10/25)	大雨注意報	土砂災害危険度情報(2時間前)	土砂災害警戒情報の発表	大雨特別警報の発表 土砂災害発生
緊急対応	0501	避難誘導·救出救護	山県警察、消防 団、安佐北消防			□避難情報の広報【継続】		口避難誘導(消防団) 口屯所待機(消防団)、情報収集(安佐北消 防)	□現場からの退避(現場判断) □ドローン等による行方不明者の捜索 □逃げ遅れた被災者の救出、救助【継 続】
	0502	交通規制	道路管理者、 NEXCO			 □交通規制の実施 □通行止めの情報提供			
	0503	応急対応	河川管理者、道路 管理者、防災エキ スパート						□河川·道路災害の応急対策助言要 請
現場対応	0401	危険箇所·被災箇所	河川管理者、道路管理者、建設課、防災エキスパート、消防団	□危険箇所等の点検 □道路情報の把握	□施行中の工事現場への連絡	□被災現場の調査			□応急工事の実施(災害協定業者の派遣) □防災エキスパートの派遣要請□被災箇所の状況把握□河川・道路災害の応急対策及び対策工法助言□災害復旧調査・対策工法(災害査定)助言
	0402	施設の保全	建設課				□人員の確保(第一次警戒体制) □樋門操作員への連絡	□人員の確保(第二次警戒体制)	
	0403	資機材の確保	河川管理者、道路 課管理者、気象 台、総務課、建設 課、消防団	□気象測器・機器の確認 □発動発電機の確認 □水防・土のう等資機材の確認 □通信手段の確保 □停電に備えた資機材の準備	□現有システムの動作確認 □気象測器・機器の確認 □緊急に備えた資機材の確認 □土のうの準備 □水防資機材の確認				
公共交通·道路	0701		石見交通、 NEXCO、報道機関		□翌日の計画運体の周知	□基準値に基づく通行止め □通行止めの情報提供 □計画運休の実施 □運行停止の判断	□徐行運転·運休·通行止めの実施 □運行停止·通行止めの情報提供		
	0702	応急復旧	道路管理者、石見 交通、NEXCO、安 佐北消防						□道路啓開作業 □緊急交通路の通行確保 □道路の通行確保 □災害復旧の援助
ライフライン	0601 0602		ライフライン機関 ライフライン機関		□止水板の設置 □復旧資機材・車両の確認				□通信の復旧 □電気の復旧 □ガスの復旧
	0609	体制の確立	ライフライン機関		□情報連絡体制の確認	□警戒体制への移行、災害対策本部 準備			
報道	0801	情報収集	報道機関		□気象情報の把握【継続】	□避難情報の把握【継続】 □交通状況の把握【継続】	□土砂災害危険度情報収集		□道路情報の把握 □被害情報の把握
	0802		報道機関	□気象情報の収集・発表 □気象予報士による警戒の呼びかけ	□町民への注意喚起 □台風の危険性の放送 □気象情報の伝達	□ミニ番組枠等のニュース化・緊急割り込み放送の実施【継続】 □L字放送の実施【継続】	□避難情報の発信【継続】(町→報道 機関)	□特別番組による情報発信【継続】	□被害情報の放送 □交通、インフラ、生活支援情報、ボランティア情報の発信
	0809	体制の確立 (リソースの確保)	報道機関		□移動のための車両・ガンリン等の確保 □取材体制の作成・指示	□社内応援の体制構築			
支援組織	1001	医療機関	広島県医師会			□医療機関への注意喚起			□医療機関の被害状況の把握 □医療救護班(JMAT)の派遣(医療機 関一町) □避難所ニーズに応じた活動